

長洲町教育振興基本計画（第2期）

令和3年3月

長洲町教育委員会

はじめに

人口減少・超高齢化社会の到来、急速な技術革新とグローバル化、子どもの貧困など、我が国における教育を取り巻く環境は大きく変化をしております。

そのような予測困難な社会の到来の中で『社会を生き抜く力を持った人づくり』のために、教育振興基本計画の基本理念として「主体性を持ち、生涯を通じて学ぶ人づくり」を掲げました。

「人づくり」という言葉には、そうした新しい時代に対応するために、「一人一人が多様な価値観を認め合い、みんなが幸せに暮らしていける地域社会を築いていけるような、将来のまちづくりを担う人材を育てていく」という想いが込められています。

この度、本町の特色や課題を踏まえ、長洲町の全ての皆様が様々な場面で学んだ「学びの成果」を今後の町の持続的な発展に繋げていくために、必要な具体的な施策、取り組みを明確にし、基本理念の実現を目指すべく、長洲町教育振興基本計画（第2期）を策定いたしました。

今後5年間を見据えて、長洲町の教育の更なる発展を目指し、当計画を推進します。

私がモットーとしている、次の言葉を心に刻み、私自身も最大限の努力をしてみたい。

- 教育は人なり、教師の情熱で必ず子どもは変容する
- やってみせ、言って聞かせて、させてみて、褒めてやらねば人は動かじ 【率先垂範】
- 何とかなる、受けて立つがだいじょうぶ

結びに、本計画の策定にあたり、長洲町教育振興基本計画策定に関する審査委員会委員の皆様を始め、町民の皆様から非常に多くのご意見を賜りましたことに深く感謝を申し上げます。

長洲町教育長 戸越 政幸

目 次

はじめに 教育長ごあいさつ

第1章 計画の策定にあたって	1
第2章 計画策定の背景	2
第3章 第1期計画の取り組み・評価	8
第4章 計画の基本理念	17
第5章 基本方針の達成に向けた取り組み	21
基本方針1 社会を生き抜く力の育成	21
基本方針2 生涯学び、学びあう環境づくり	30
基本方針3 家庭教育力の向上	35
基本方針4 質の高い教育環境の整備	38
第6章 計画の推進体制等	44
資料編	45
○長洲町教育振興基本計画策定に関する審査委員会運営要綱	
○長洲町教育振興基本計画策定に関する審査委員会委員名簿	
○長洲町の教育についてのアンケート調査	

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

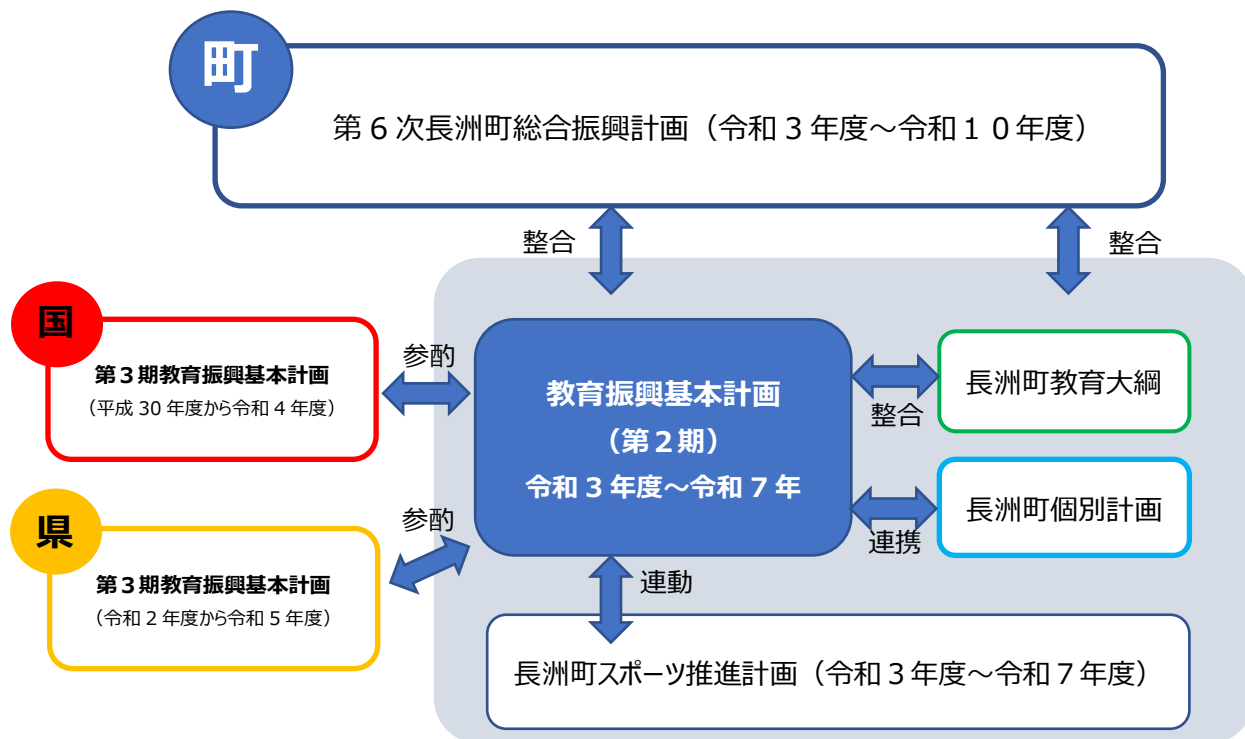
本町では「教育基本法」に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、「長洲町教育振興基本計画（第 1 期）」（以下、「第 1 期計画」という。）を策定し、「**ふるさとを愛し、夢をもって未来を切り拓くひとづくり～子供を真ん中に～**」を基本理念として、各種取り組みを進めてきました。

令和 2 年度において、国の『第 3 期教育振興基本計画』（平成 30 年度～令和 4 年度）の内容を踏まえるとともに、本町を取り巻く教育情勢の変化や第 1 期計画の取り組みに関する評価を行い、これまでの成果と課題を鑑みて、その内容を見直し、新たに『長洲町教育振興基本計画（第 2 期）』（以下、「本計画」という。）として策定しました。

2 計画の位置付け

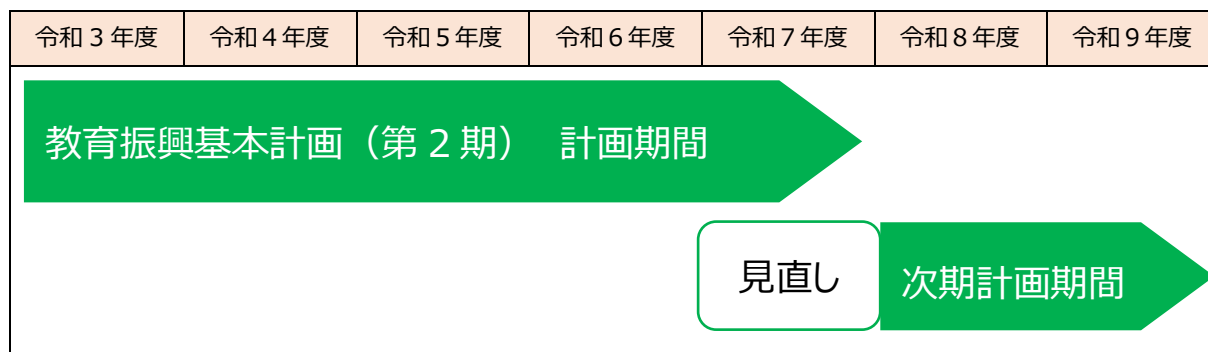
本計画は、「教育基本法」第 17 条第 2 項の規定に基づく地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本的計画と位置づけます。

なお、本計画策定にあたっては、国の『第 3 期教育振興基本計画』や熊本県の『第 3 期熊本県教育振興基本計画』（令和 3 年 3 月）、その他国・県の関連計画を参考にするとともに、本町のまちづくりの指針である長洲町総合振興計画を基盤として、本町の教育に関連する他の計画との整合性を図りながら策定しています。



3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間を、本計画の計画期間とします。



第2章 計画策定の背景

1 教育を取り巻く環境の変化と今後の課題

(1) 社会的背景の変化

① 人口の変化

我が国の人口は、平成22年度(2010年)をピークとして減少に転じておりますが、熊本県と長洲町では平成12年度(2000年)で、全国よりも約10年早く人口減少の局面に転じています。

また、2030年にかけて20代、30代の若い世代が約2割減少するほか、65歳以上が総人口の3割を超えるなど生産年齢人口の減少が加速することが予測されています。

65歳以上の中でも75歳以上が多数を占め、現在よりも寿命がさらに延びていく人生100年時代を迎えようとしています。

人口構造の変化や少子高齢化は、労働人口の減少による経済活動の縮小など地域活力の低下をもたらすだけでなく、地域社会の維持が困難になるなど、町民の生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

長洲町に住む全ての人が、これからの社会を担い、生き抜く力を育むとともに、生涯にわたり、様々な分野でそれぞれの能力を発揮し、活躍し続けることが求められています。

【小中学校の児童生徒数の推移】

小学校		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
六栄小学校	児童数	227	232	234	236	224
腹赤小学校	児童数	198	197	191	191	198
長洲小学校	児童数	262	251	236	225	220
清里小学校	児童数	81	82	95	105	111
小学校 計	児童数	768	762	756	757	753

中学校		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
腹栄中学校	生徒数	213	197	184	185	195
長洲中学校	生徒数	175	164	166	169	178
中学校 計	生徒数	398	361	350	354	373

資料：学校基本調査

② 地域社会の変化

近年では、働き方の多様化や社会環境の変化に伴い、核家族世帯や共働き世帯が増えています。子供たちは学校外で一緒に遊ぶ機会や異なる年代の人々に触れ合う機会が減少しています。

地域のコミュニティである自治会や子供会などの地域団体への加入率の低下も懸念されており、地域社会で社会性を身に付けることができず、社会のルールや他人との人間関係を構築することが難しくなっているとの指摘があり、地域の教育力の向上が求められています。

③ 家庭の変化

少子化、核家族化など社会の急激な変化を受けて、人々の価値観や生活様式が多様化している一方で、社会の傾向としては、人間関係の希薄化、地域社会のコミュニティ意識の衰退、過度に経済性や効率性を重視する傾向、大人優先の社会風潮などの状況が見られるとの指摘があります。

このような社会状況が、地域社会などにおける子供の育ちを巡る環境や家庭における親の子育て環境を変化させています。

また、育児に関する精神的・身体的・経済的な負担や、家庭・育児と仕事の両立が困難な職場での働き方に加え、核家族化や都市化の進展等による家庭の養育力の低下や地域における相互の助け合いの低下があり、かつては家族や近隣から得られていた知恵や支援が得られにくいという育児の孤立、といった問題点が指摘されています。

このような背景による家庭における教育格差の課題もあるなかで、家庭の役割を明確にするとともに、家庭の教育力を高めるための支援が必要となっています。

④ 教育上の課題の多様化・複雑化

学校が抱える課題は、いじめや不登校、特別に支援が必要な児童生徒への対応など、より多様化・複雑化し、医療や福祉など教育以外の高い専門性が求められるような事案も増えてきており、教職員だけで対応することが、質的な面でも量的な面でも難しくなっています。また、不登校や特別支援教育の対象となる児童生徒数は、近年増加傾向にあり、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援が必要となっています。さらに、厚生労働省の国民生活基礎調査（2019）では、相対的貧困率は 15.4%、子供の貧困率 13.5%

との調査結果であり、子供の貧困の状況が先進国の中でも厳しいということも明らかになっているなかで、その対応も求められています。

全ての人が将来にわたって活躍していくためには、一定水準以上の教育の機会が確保され、それぞれが持っている力を発揮できるような素地を作っていくことが不可欠であり、一人一人の子供に時間と手間をかけて、個人に応じた重点的な学習指導や分かる授業の充実により学力を保障していくことが求められています。

⑤ 産業・経済の構造的な変化

20 世紀後半におきた地球規模の情報技術革新に起因し、社会経済・産業的環境のグローバル化が進み、「長期雇用」や「年功賃金」という日本的雇用システムが変化しつつあります。このような社会の変化は、子供たちの自分の将来の捉え方にも大きな変化をもたらしており、「自分で意思決定ができない」、「自己有用感をもてない」、「将来に希望をもつことができない」、「人間関係をうまく構築できない」といった課題をもつ子供の増加が指摘されています。

このような中であって、子供たちが志や希望をもって、主体的に自分の未来を切り拓いて生きていくためには、変化をおそれず、変化に対応していく力と態度を育てることが不可欠であり、「キャリア教育」の必要性が高まっています。

⑥ スポーツを取り巻く環境の変化

スポーツは、人生をより豊かにし充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の文化の一つです。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠なものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有しています。

小学校での運動部活動で教職員が担ってきたスポーツ活動が社会体育に移行されたことにより、子供たちのスポーツ環境がより豊かに地域総がかりで充実するように、地域におけるスポーツ活動の中心となる総合型地域スポーツクラブの活動内容の充実に対する支援を行う必要があります。

⑦ 環境・資源問題の深刻化

人類全体で取り組まなければならない地球規模の環境問題が深刻化する中で、環境と共生する持続可能な社会の実現に向け、国際的な協調による対応が進められつつあります。

そこで、豊かな生活のみを享受するのではなく、誰もが環境についての理解を深め、一人一人が主体的に持続可能な社会の構築に向けて責任を持って取り組んでいくことが求められています。

(2) 情報化とグローバル化の進展

近年、知識・情報・技術をめぐる変化が加速度的になり、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて進展するようになってきています。

とりわけ、第4次産業革命ともいわれる、人工知能（AI：Artificial Intelligence）、ビッグデータ、IoT（Internet of Things）、ロボテックス等の技術の急速な進展に伴い、これらの先端技術が高度化して、あらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが劇的に変わる「Society5.0」（超スマート社会）時代がすでに始まっています。

現在を生きる人々にも、このように急激に変化し、将来の予測が難しい社会において、情報や情報技術を受身的に捉えるのではなく、主体的に選択し活用する力が求められます。

また、情報化の進展に伴い、スマートフォンやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）が急速に普及し、社会のあらゆる分野でのつながりが国境や地域を越えて活性化するグローバル化も急速に進展しています。グローバル化に対応する能力として求められるものは、課題発見・解決能力、異文化理解能力、コミュニケーション力が挙げられています。自己の能力を発揮し社会に貢献するためには、基礎的・基本的な知識・技能の習得やそれらを活用して課題を見だし、解決するための思考力・判断力・表現力等が必要です。さらに、知識・技能は、陳腐化しないよう常に更新する必要があると、生涯にわたって学び続けることが求められており、学校教育にはそのための重要な基盤づくりの役割も期待されています。

一方で、スマートフォンや SNS の利用も低年齢化するなか、これらの利用を巡る「ネット依存」、「ネットいじめ」といったトラブルなども増大しており、子供のうちから情報や情報技術を適切かつ安全に活用していくための情報モラルを身に付けさせていく必要があります。

(3) 教育政策の動向

① 学習指導要領の改訂への対応

小学校では令和2年（2020年）度、中学校は令和3年（2021年）度より新たな学習指導要領が全面実施となりました。これまでの学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成するとともに、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視することが示されました。

また、学校において「主体的・対話的で深い学び」の視点に立ったカリキュラム・マネジメントを確立し、授業改善を行うことで学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたってアクティブに学び続けるようにすることが求められています。

②教職員の子供と向き合う時間の確保等のための体制整備

学校を取り巻く環境が、多様化・複雑化する現在、社会に開かれた教育課程の実現等を目指す新学習指導要領への対応等、学校教育の一層の改善・充実が求められ、教職員が担う業務は質・量ともに増加しています。

全国的に教職員の勤務時間の適正化は重要な課題となっており、真に子供たちに向き合う時間を確保するために学校現場での体制整備・環境づくりが求められています。

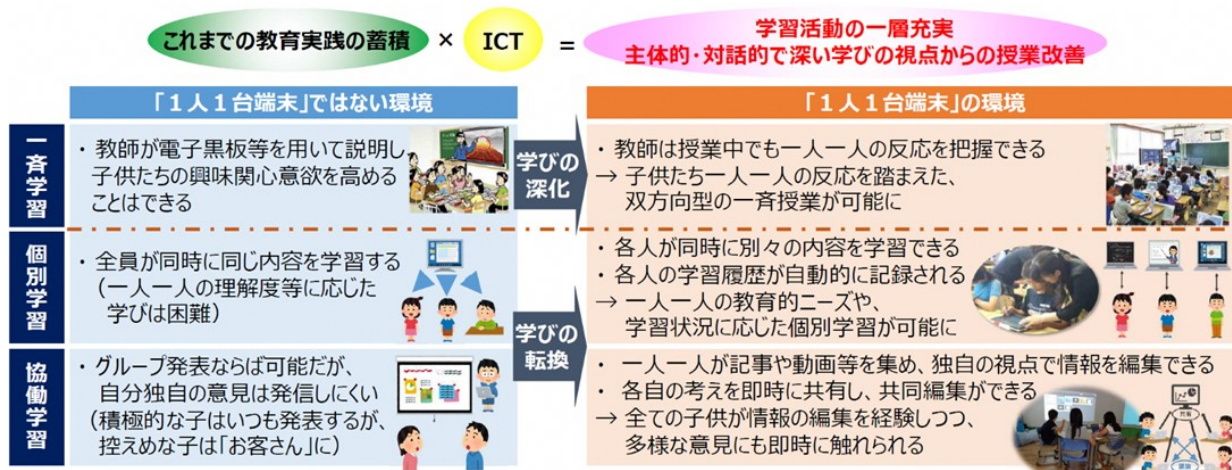
2 感染症対策等を踏まえた新しい生活様式の実践

新型コロナウイルス感染症については、国内外の感染状況を見据えると長期的な対応が求められることが見込まれる状況です。こうした中でも、持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、「学校の新しい生活様式」を実践し、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があります。

3 GIGA スクール構想の実現に向けて

Society5.0 時代を生きる子供たちにとって、教育における ICT を基盤とした先端技術の効果的な活用が求められる一方で、現在まで学校 ICT 環境の整備は遅れており、自治体間の格差も生じていました。そこで令和元年 12 月、国が GIGA スクール構想を打ち出し、また令和 2 年度において G I G A スクール構想の加速による学びの保障が示されたことにより、全国で一斉に一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備が進んでいます。

本町においても、令和 2 年度において GIGA スクール構想による一人一台端末や通信ネットワーク環境を整備しました。これらを用いて、学習指導要領が示す「多様な子供たちを誰一人として取り残すことのない公正に個別最適化された学び」を学校現場で持続的に実現させ続けることに努めていかなければなりません。



4 子供の権利に関する条約の趣旨の徹底

国が批准する子供の権利に関する条約については、学校教育及び社会教育を通じ、広く基本的人権の尊重の精神が高められるようにするとともに、子供が人格を持った一人の人間として尊重されなければならないことについて、教育活動全体を通じて取り組んでいくことが大切です。

町教育行政においても、子供の権利条約に示されている「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を常に意識しながら、一人一人を大切にしたい教育を目指します。

5 持続可能な社会の実現に向けて

SDGs（エス ディージーズ）とは、2015 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、2030 年を期限とする国際社会全体の共通目標です。（日本は SDGs の認知度調査において、調査した 28 か国中、最下位）

持続可能な世界を実現するための包括的な 17 のゴールと細分化された 169 のターゲットで構成されています。

本計画では、SDGs の開発目標の一つである「質の高い教育」（すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。）を受けることができる環境と併せて、社会課題への取り組みを目指す SDGs の枠組みを活用し、全ての人の学びの成果を持続可能な社会の実現に繋げていくことを目指します。



第3章 第1期計画の取り組み・評価

1 第1期計画の取り組み・評価

第1期計画の基本理念のもと、目指す姿を捉えて、学びのステージに応じた施策展開について、以下の目標達成基準により、評価を行いました。

目標達成基準	① 達成した (達成度 81%以上) ② 概ね達成した (達成度 61%～80%) ③ 多少取り組んだ (達成度 41%～60%) ④ 取り組まなかった (達成度 40%以下)
---------------	---

施 策	主な取り組み	評 価
家庭教育力の向上	基本的な生活習慣の育成	①
	『親の学び』プログラムの活用	①
	生活・学習習慣づくりの推進	①
	家庭教育講演会の開催	①
	家庭における人権教育の充実	③

【今後の課題】

家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者等への家庭教育の重要性について啓発していく必要があります。また、家庭教育講演会では、子供の年齢層に応じた家庭教育課題の解決に繋がる講演会にするべく、内容を充実していく必要があり、「親の学び」、「家庭教育講演会」等についても、参加者の固定化がみられるため、家庭教育に対して関心が薄い家庭の保護者にも容易にアクセスできる学びの機会が必要です。

施 策	主な取り組み	評 価
幼稚園・保育園における教育・保育の充実	教員・保育士等の資質向上	②
	教育・保育内容の充実	②
	交流や体験を通じた教育・保育の充実	②
	幼保小中の接続を意識した連携	②
	関係機関との連携による適正な就学指導	②
	幼児期における人権教育の推進	①
	地域のニーズにあった教育・保育の提供	②

【今後の課題】

認定こども園・保育園から小中学校のカリキュラムの一貫性を考慮しながら、指導者間における子供の発達段階や指導方法に対する共通理解を進め、関係機関などとの横のつながりを密にしていく必要があります。

施 策	主な取り組み	評 価
保護者の経済的負担の軽減	保護者の経済的負担の軽減	①

【今後の課題】

幼児教育無償化に伴い、令和元年 10 月以降は新制度に移行したため、大幅に対象者が減少していますが、制度上の取りこぼしがないように取り組む必要があります。

施 策	主な取り組み	評 価
確かな学力の育成	基礎学力の定着	②
	「熊本型授業」の推進	①
	学力向上対策委員会の活用	②
	教員の授業力の向上	②
	家庭学習の充実	②
	言語活動の充実	②
	外国語活動の充実	②
	「読書活動日本一運動」の展開	②
	情報教育の充実	②
	理数教育の充実	②

【今後の課題】

各学校で実施している取り組みがこれまで以上に学力の向上に繋がっていくように、今後は I C T を活用し、新学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」を実践する授業改善を行いながら、一人一人に個別最適化した学びを提供していく必要があります。

施 策	主な取り組み	評 価
豊かな心の育成	「夢の教室」の開催	②
	道徳教育の充実	②
	小中学校における人権教育の推進	②
	情報モラル教育の充実	②

	「熊本の心」の活用	②
	いじめ防止対策の充実	②
	専門機関等との連携	②
	心の教室相談の充実	②
	教育相談の充実	②
	体験活動の充実	②
	ものづくり（木育）の推進	②
	長洲ふるさと学習の推進	①

【今後の課題】

不登校及び不登校傾向の児童生徒が増加している学校もあり、引き続き「ほっとスペースウィング」を核として関係機関と連携しながら、不登校の未然防止や解消に取り組む必要があります。また、児童生徒が他者と折り合いをつける力を身に付け、学校が楽しいと思う児童生徒が増える取り組みの充実が必要です。

なお、特別に支援を必要とする児童生徒も増加傾向にあり、関係機関と密接に連携していくとともに、地域全体への理解を促す必要があります。

施 策	主な取り組み	評 価
健康・体力の向上	「早寝早起き朝ごはん」運動の定着	②
	歯・口腔の健康づくりの推進	①
	定期健康診断の充実	②
	感染症予防対策の推進	①
	保健指導の充実	①
	学校敷地内全面禁煙の実施	①
	体力運動能力テスト等の結果の活用	②
	体育授業及び体育行事の充実	②
	運動部活動の推進	②

【今後の課題】

体力運動能力テストの結果が下降傾向にあり、運動不足が懸念される児童生徒が増加しています。生涯にわたる健康づくりのための自己管理能力を培うため、学校のみならず家庭との連携が重要です。

施 策	主な取り組み	評 価
食育の推進	「早寝早起き朝ごはん」運動の定着（再掲）	②
	指導内容の充実	②
	食物アレルギーへの対応	①
	荒尾市給食センターとの連携	①
	「弁当の日」の推進	③
【今後の課題】 荒尾市と長洲町において、共同で整備している新たな給食センターと連携しながら、栄養教諭による食に関する指導や家庭への啓発の充実に取り組む必要があります。		

施 策	主な取り組み	評 価
キャリア教育の推進	望ましい勤労観や職業観をはぐくむキャリア教育	②
	特色あるキャリア教育の推進	①
	長洲町企業等連絡会議との連携	②
	幼保小中連携によるキャリア教育の推進	②
	進路指導の充実	②
【今後の課題】 児童生徒が主体的に取り組む体験活動などの充実を図るとともに自己有用感を高めるためにも、地域の企業等の協力や学校運営協議会、地域学校協働活動の積極的な活用を図る取り組みが必要です。 また、キャリア・パスポートの作成・活用等について教職員の共通理解に取り組んでいく必要があります。		

施 策	主な取り組み	評 価
環境教育の推進	環境保全や環境問題に対する能力の育成	②
	ふるさとの特色を生かした環境学習	②
	体験を通じた環境学習	②
	学校版環境 I S O の取り組みの充実	②
	美しい学校づくりの推進	②
【今後の課題】 学校においては、教科等の学習と上手く重ね合わせながら環境教育に系統的に取り組む必要があります。		

また、その取り組みが形骸化しないように児童生徒の委員会活動とリンクさせ、定期的な評価を実施しながら、SDG s の視点をもって、持続可能な取り組みを進める必要があります。

施 策	主な取り組み	評 価
特別支援教育の推進	特別支援教育指導員等の適切な配置	②
	特別な支援を要する子供たちの教育	②
	教職員の指導力の向上	②
	特別支援教育における人権教育	②
	関係機関との連携による適正な就学指導（再掲）	②
【今後の課題】 本町でも支援が必要な児童生徒は増加傾向にあり、学校からは支援員増員の要望が常態化しています。適切な人員配置と教員・支援員の資質向上に取り組む必要があります。 また、特別に支援が必要な児童生徒に対して、早期に発見し、専門機関等へつなぐことも重要です。		

施 策	主な取り組み	評 価
開かれた学校づくりの推進	学校評価制度の充実	②
	学校の自己評価や学校関係者評価など学校評価の充実	②
	開かれた学校運営の推進	②
	外部評価委員による点検評価	②
	特色ある学校づくり	②
【今後の課題】 令和３年度において全ての小中学校に学校運営協議会が設置されることに伴い、学校運営協議会での評価の充実と結果を学校運営に生かしていく取り組みが必要です。 また、学校の取り組みが地域や保護者によりわかりやすく周知することができ、学校運営に参画してもらいながら、地域とともにある学校づくりに取り組む必要があります。		

施 策	主な取り組み	評 価
教育環境の充実	学校施設等の整備	①
	教材備品等の整備	①
	学校教育推進員の活用	①
	見守り活動の推進	①

教育環境の充実	安全教育・危機対応力の向上	②
	適正規模のあり方などの検討	①
	就学援助制度の充実	①
【今後の課題】 G I G Aスクール構想の実現に向けて、学校の高速ネットワーク環境と児童生徒一人一台端末を生かしていく取り組みが必要です。 また、個別施設計画をもとに今後の施設の維持管理について優先順位を定め、安全・安心な教育環境を提供していく必要があります。		

施 策	主な取り組み	評 価
学校、家庭、地域等の連携協力	放課後子供教室の充実	①
	地域教育コーディネーター育成・活用事業（学校支援地域本部）の充実	①
	「長洲ふるさと塾」の推進	①
	体験活動の推進（再掲）	①
	長洲町企業等連絡会議との連携（再掲）	①
	「熊本版コミュニティ・スクール」の充実	①
	P T A 活動の充実	①
【今後の課題】 学校・家庭・地域が一体となって子供たちを育てる地域教育力の向上を促すために、五者（地域・学校・家庭・行政・子供）が連携した地域学校協働活動を基盤として、地域ボランティアの持続的な確保と学校運営への参画が必要です。 そのためには、あらゆる機会を通して地域人材の発掘や町人材バンクの活用が必要です。		

施 策	主な取り組み	評 価
人権教育の推進	人権教育・啓発における推進体制の確立	①
	幼児期における人権教育の推進（再掲）	①
	小中学校における人権教育の推進（再掲）	①
	人権啓発の推進	①
【今後の課題】 人権教育に終わりはなく、毎年新たな人権課題も生まれています。町民の人権意識を向上させるために、継続した人権教育の推進が必要です。		

施 策	主な取り組み	評 価
生涯学習の推進	生涯学習の推進	①
	学びの機会の充実	①
	学習サークル等の育成・支援	①
【今後の課題】 中央公民館や自治公民館において、様々な講座を開催してきましたが、より多くの町民に講座を受講してもらうためのニーズ調査を行い、受講者の継続的な受講や意欲の向上のために、学習成果の発表の場を創出する必要があります。 しかしながら、持続可能な生涯学習サークルの育成が進んでおらず、それらを支援する取り組みが必要です。		

施 策	主な取り組み	評 価
公民館活動の充実	生涯学習の推進（再掲）	①
	各種公民館講座の拡充	①
	公民館運営の適正化	①
	公民館・介護予防拠点施設の整備	①
	公民館と介護予防拠点施設の係わり	①
【今後の課題】 自治公民館講座については、各自治公民館で主体的に活動できるように関係者と協議・調整を図る必要があります。		

施 策	主な取り組み	評 価
社会教育団体の指導、育成	社会教育団体の育成	①
	社会教育団体の活動の奨励	①
	社会教育団体との連携	①
【今後の課題】 各社会教育団体においては、会員数が減少傾向にあり、その中で指導者・リーダーとなる人材についても不足しています。行政と関係団体がともに連携・協議しながら、団体の活性化や人材確保に向けて対策を講じていく必要があります。		

施 策	主な取り組み	評 価
青少年・青少年団体の健全育成	地域社会での青少年の健全育成	①
	子供たちの環境改善	①

青少年・青少年団体の健全育成	青少年の見守り活動の充実	①
	社明運動事業の推進	①
【今後の課題】 町青少年育成町民会議の会員数も年々減少しており、団体活動を活性化させるためにも、行政からの効果的な支援が必要です。		

施 策	主な取り組み	評 価
文化団体の育成と文化事業の充実	文化団体の育成	①
	魅力ある文化事業の推進	①
	文化財の保護・保存	①
	伝統芸能の継承	①
【今後の課題】 文化協会をはじめ、各種自主サークルに対し、引き続き発表の場の提供などの支援を実施し、文化団体の育成に取り組む必要があります。 また、文化財についても適切な保護・保存に努めていく必要があります。		

施 策	主な取り組み	評 価
社会教育施設の整備等	生涯学習施設の整備	①
	指定管理者制度による施設管理	①
【今後の課題】 長洲町中央公民館は建設から約 30 年、ながす未来館は、建設から約 20 年が経過しており、老朽化が進行しているため、計画的な改修が必要です。 また、施設の管理・運営についても、引き続き指定管理制度等を用いながら、適切かつ効率的な維持管理に努めます。		

施 策	主な取り組み	評 価
魅力ある図書館事業の推進	図書館資料の充実	①
	読書活動の推進	①
	図書館サービスの向上	①
	子供たちの読書活動支援	①
	図書館環境の整備	①
	広域的利用の促進	①

【今後の課題】

「新たな生活様式」に則した図書館運営が必要であり、また I C T の推進により活字離れが進み、読書習慣の減少が見られます。利用者のニーズに柔軟に対応した図書選定など、利用者目線での取り組みが必要です。

施 策	主な取り組み	評 価
生涯スポーツの推進	生涯スポーツの推進	①
	競技スポーツの推進	①
	地域スポーツの推進	①
	町民の健康づくり・体力づくりの推進	②
	各種スポーツ団体の育成・支援	③
	スポーツ指導者の育成	③

【今後の課題】

子供から高齢者まであらゆる世代が気軽に参加できる地域主体の各種スポーツ大会、行事等を支援し、地域における生涯スポーツの推進に取り組む必要があります。

また、総合型地域スポーツクラブ、指定管理者、体育協会、スポーツ推進員等のスポーツの関係者・団体間の連携を図り、魅力的なスポーツ環境を提供していく必要があります。

施 策	主な取り組み	評 価
社会体育施設の整備等	スポーツ施設の整備	②
	スポーツ施設の適正な管理運営	①
	気軽に利用しやすい施設利用	①

【今後の課題】

スポーツ施設の管理・運営に関しては、平成 23 年 10 月から指定管理者制度を導入し、サービス向上と利用しやすい施設管理に努めています。

今後は、老朽化した既存施設を計画的に修繕や改修を行い、バリアフリー化も含め利用者の方々が安心して快適にスポーツ活動ができるよう施設機能の維持・充実を図る必要があります。

第4章 計画の基本理念

主体性をもち 生涯を通じて学ぶ 人づくり

教育基本法第3条において、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」との生涯学習の理念が定められています。

また、国の第3期教育基本計画においても、2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項として、教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを教育政策の中心に据えています。

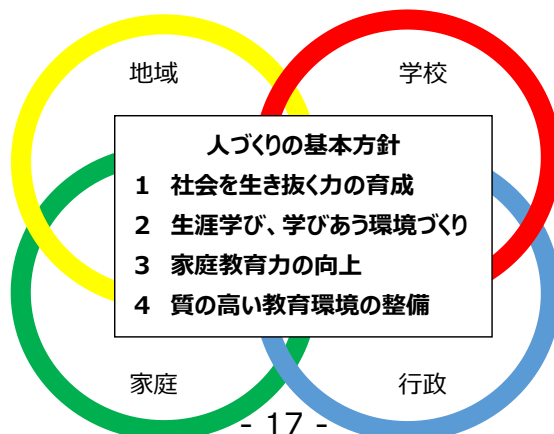
学習指導要領でも一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待されています。

そこで、本町の教育行政においても、全ての人の学びの成果を持続可能な社会の実現につなげていくために、**これからもずっと、みんなが幸せに暮らしていける長洲町でありつづけるための教育**を創造していきます。

また、その教育の推進にあたっては、**人権の尊重**を第一に考え、人権についての正しい理解と差別のないまちづくりを推進します。

2 基本方針

本計画の基本理念に基づき、本町教育行政の施策を展開するうえで、次の4つを基本方針として定め、**五者連携**（町民、地域、家庭、学校、行政）で協働しながら教育行政を推進します。



3 施策体系図

基本理念 主体性を持ち、生涯を通じて学ぶ人づくり		
基本方針	教育目標	取り組み事項
1 社会を生き抜く力の育成	(1) 確かな学びの推進	① 学校教育での確かな学力の育成 ② 就学前教育の充実 ③ 読書活動の推進 ④ 社会の変化に対応した教育の推進
	(2) 豊かな心の育成	① 夢の教室の開催 ② 男女共同参画社会の推進 ③ 長洲ふるさと学習の推進
	(3) 健やかな体の育成	① 学校給食を活用した食育の推進 ② 学校保健の充実 ③ 防災教育・安全教育の推進 ④ 健康・体力の向上
	(4) 人権の尊重（いじめ・体罰の根絶）	① 人権教育の推進 ② いじめへの対応の充実 ③ 体罰・暴言等の根絶
	(5) 不登校対策の充実	① 適応指導教室「ほっとスペースウイング」の活動の充実
	(6) グローバルに活躍できる人材の育成	① 外国語教育の推進 ② 外国語指導体制の充実 ③ キャリア教育の推進
	(7) インクルーシブ（多様性）教育の推進	① 特別支援教育の充実 ② 学校と関係機関との連携 ③ 障がい（児）者との共生社会の実現に向けた取り組みの推進 ④ 性的マイノリティ等の正しい知識や情報を伝えていく教育の推進
	(8) 情報リテラシー（情報活用能力）の育成	① 情報活用能力の育成 ② 情報モラル教育の推進
2 生涯学び、学びあう環境づくり	(1) 生涯学習の推進	① 公民館活動の推進 ② 町民参加による生涯学習機会の推進 ③ 地域人材の発掘・育成 ④ 人権教育の推進 ★
	(2) スポーツの推進	① 生涯スポーツの推進 ② 総合型地域スポーツクラブへの支援

2 生涯学び、 学びあう 環境づくり	(2) スポーツの推進	③ スポーツ環境・施設の充実
	(3) 地域とともにある学校 づくり・学校を核とした 地域づくりの推進	① コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進 ② 地域学校協働活動（五者連携）の推進
	(4) 放課後における居場 所づくりの推進	① 小学校放課後教室「フレンズ」事業の推進 ② ものづくり活動（木育）の推進
	(5) 文化・芸術の振興と 文化財の保存	① 文化・芸術活動の推進 ② 伝統芸能の継承 ③ 文化財の保護・保存
3 家庭教育力の 向上	(1) 基本的な生活習慣の 定着	① 「早寝早起き朝ごはん」運動の推進 ② ながす家庭教育 10 か条の周知・啓発
	(2) 相談体制の充実	① 相談体制の充実 ② セーフティネットに関する情報の周知・啓発
	(3) 家庭教育への支援の 充実	① 家庭教育講演会・研修会開催への支援 ② 「親の学びプログラム」の推進
4 質の高い教育 環境の整備	(1) 教育環境の充実	① 学校施設、社会教育施設等の適正な管理運営 ② 感染症等への対応 ③ 安全・安心でおいしい給食の安定的な提供 ④ 国や県などの教育施策への対応 ⑤ 中学校の適正化の検討
	(2) GIGA スクール構想の 推進	① 教育に係る情報（ICT）化の推進 ② 学校における I C T 推進体制の確立 ③ ICT 支援員の配置 ④ 学校・校種間を超えた情報教育の共有
	(3) 学校の防災・安全対 策の推進	① 学校の防災・安全対策の推進 ② 見守り活動の推進
	(4) 教職員の資質・能力 の向上	① 教職員の資質・能力の向上 ② ICT 等を活用した教職員の授業力の向上 ③ 学校における働き方改革の推進
	(5) 魅力ある図書館事業 の推進	① 魅力ある図書館事業の推進
	(6) 社会教育・社会体育・ 文化団体等の活動支 援の充実	① 社会教育団体の育成 ② 社会体育団体の育成 ③ 文化団体の育成
	(7) 就学等に係る経済的 負担の軽減	① 就学援助事業の実施

	… 主
	… 関連

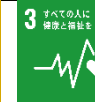
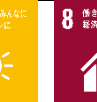
SDGs 持続可能な開発目標 教育振興基本計画			SDGs 17のゴール																
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
			貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさも守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
基本方針		教育目標																	
社会を生き抜く力	1	確かな学びの推進	学校教育	学校教育	学校教育	ICT 授業力	学校教育	学校教育	学校教育	学校教育	学校教育	学校教育	学校教育	学校教育	学校教育	学校教育	学校教育	学校教育	学校教育
	2	豊かな心の育成				夢の教室 ふるさと学習	男女共同参画					男女共同参画						男女共同参画	
	3	健やかな体の育成			学校保健 感染症対応	健康・体力 食育の推進							健康・体力 防災教育						
	4	人権の尊重（いじめ・体罰の根絶）				人権の尊重	人権教育					人権教育						いじめ・体罰の根絶	
	5	不登校対策の充実				不登校対策	不登校対策					不登校対策						不登校対策	
	6	グローバルに活躍できる人材の育成	キャリア教育			外国語教育				キャリア教育	キャリア教育								
	7	インクルーシブ（多様性）教育の推進				特別支援教育	性的マイノリティ					共生社会						性的マイノリティ	共生社会
	8	情報リテラシーの育成				情報リテラシー				情報活用能力	ICT推進体制	情報モラル		情報モラル					
生涯学び、学びあう環境づくり	1	生涯学習の推進			公民館活動	公民館活動 読書活動	学習機会			学習機会	図書館事業		地域人材						
	2	スポーツの推進			生涯スポーツ	生涯スポーツ	生涯スポーツ					生涯スポーツ	地域スポーツ クラブ スポーツ環境						
	3	地域とともにある学校づくり・学校を核とした地域づくりの推進				コミュニティ・ スクール 地域学校協働						コミュニティ・ スクール 地域学校協働	コミュニティ・ スクール 地域学校協働						コミュニティ・ スクール 地域学校協働
	4	放課後における居場所づくりの推進	フレンズ事業		フレンズ事業 ものづくり	フレンズ事業													フレンズ事業 ものづくり
	5	文化・芸術の振興と文化財の保存				文化・芸術活動の推進							伝統芸能の継承	文化財の保護・保存					
家庭教育力の向上	1	基本的な生活習慣の定着	早寝早起き朝ごはん	早寝早起き朝ごはん	早寝早起き朝ごはん	家庭教育10か条													
	2	相談体制の充実	相談体制	相談体制	相談体制	相談体制 情報啓発													
	3	家庭教育への支援の充実	親の学び	親の学び	親の学び	親の学び													
質の高い教育環境の整備	1	教育環境の充実				適正な管理・運営		適正な管理・運営	適正な管理・運営		適正な管理・運営		適正な管理・運営	適正な管理・運営					
	2	GIGA スクール構想の推進				情報教育					ICT								
	3	学校の防災・安全対策の推進				防災・安全対策		防災・安全対策	防災・安全対策		防災・安全対策		見守り活動						
	4	教職員の資質・能力の向上				資質・能力の向上				働き方改革	働き方改革		働き方改革						
	5	魅力ある図書館事業の推進				図書館事業							図書館事業						
	6	社会教育・社会体育・文化団体等の活動支援の充実				団体育成	団体育成			団体育成			団体育成						団体育成
	7	就学等に係る経済的負担の軽減	就学援助	就学援助		就学援助						就学援助							

第5章 基本方針の達成に向けた取り組み

基本方針1 社会を生き抜く力の育成

将来、複雑で予測困難な社会が想定されているからこそ、社会の変化を前向きに受け止め、自分の人生を豊かなものにしていくためには、子供の頃から自他を愛する気持ち（自己肯定感）やふるさとを愛する気持ちが、安定感のある人格形成の基礎となります。

ふるさとである長洲の地に心を深く根差し、これまでの教育の中で育まれてきた「生きる力」や「知・徳・体」の育成について改めて捉え直し、学校教育においても、学習指導要領が示す『学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養』、『生きて働く知識・技能の習得』、『未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等』の育成すべき資質・能力の三つの柱に沿った教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することで、社会を生き抜くために必要な力を育んでいきます。

(1) 確かな学びの推進		
主な取り組み	① 学校教育での確かな学力の育成 ② 就学前教育の充実 ③ 読書活動の推進 ④ 社会の変化に対応した教育の推進	
SDGsの目標	主	
	関連	               

① 学校教育での確かな学力の育成

学校教育全体として、新学習指導要領の着実な実施に向け、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、カリキュラム・マネジメントを確立します。

また、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視しながら、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、指導方法や指導体制の工夫・改善により、確かな学力の育成を図ります。

② 就学前教育の充実

認定こども園・保育園等は、生活習慣や自立心などを育み、「社会を生き抜く力」の基礎を培ううえで重要な役割を担っています。教員や保育士は、研修などを通して、その専門性を高めます。

また、就学前教育から小学校以降の教育への移行や接続が円滑に行われるように、認定こども園・保育園等と小学校、中学校の合同による長洲町幼保小中連携会議を開催します。

③ 読書活動の推進

自ら進んで本を手にする子供を育てるために、読書環境を整備し、読書指導の工夫に努めます。学校図書室と町図書館との連携を深め、一体的な読書活動の推進を図ります。

④ 社会の変化に対応した教育の推進

主権者教育や情報教育、消費者教育、環境教育等、現代社会における様々な課題に対応するSDG sの達成に向けた「持続可能な開発のための教育（ESD）」を推進します。

【指標】

○児童生徒の学力が向上した割合（全国学力・学習状況調査で全国平均を上回った項目数）

現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
一部、全国平均を上回る	すべて全国平均を上回る

○児童生徒への図書貸し出し冊数

現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
114,710冊	133,000冊

（2）豊かな心の育成			
主な取り組み	① 夢の教室の開催 ② 男女共同参画社会の推進 ③ 長洲ふるさと学習の推進		
SDG sの目標	主	 4 質の高い教育をみんなに	 10 人や国の不平等をなくそう
	関連	 5 ジェンダー平等を実現しよう	 16 平和と公正をすべての人に

① 夢の教室の開催

夢と希望を持ち、社会の一員として主体性や協調性を持って生きていくための基盤づくりを充実していくため、小学校5年生・中学校2年生を対象に「夢の教室」を実施します。

② 男女共同参画社会の推進

児童生徒の発達段階に応じた性に関する学習や人権教育、道徳学習を通して、正しい知識を習得することにより、男女共同参画への理解の促進と、生命の大切さやお互いを大切にする気持ちを育む教育を推進し、男女共同参画の全体的な意識の浸透を図ります。

③ 長洲ふるさと学習の推進

児童生徒がふるさとである長洲町の歴史や自然等を学び、地域の人や社会、伝統文化、産業等とふれあう体験を地域の協力を得ながら充実させ、心豊かでふるさとを愛する心を持ち、これからの地域社会を担うための創造的でたくましく生き抜く力の育成を図ります。

【指標】

○将来の夢や目標持っているとした児童生徒の割合（全国学力学習状況調査質問）

現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
小学校：81.9% 中学校：73.9%	100%

全国平均 小学校：83.8% 中学校：70.5%

（3）健やかな体の育成		
主な取り組み	① 学校給食を活用した食育の推進 ② 学校保健の充実 ③ 防災教育・安全教育の推進 ④ 健康・体力の向上	
SDGsの目標	主	 4 質の高い教育をみんなに
	関連	 3 すべての人に健康と福祉を  11 住み続けられるまちづくりを

① 学校給食を活用した食育の推進

栄養教諭等が各校と連携・協力し、学校給食を食育の教材として活用することにより、バランスの良い栄養摂取を心がける食習慣の形成を図ります。

また、地産地消を念頭においた献立作成を心がけ、熊本県産食材の積極的使用に努めます。

② 学校保健の充実

毎日の健康観察をはじめ、健康相談や個別指導により健康課題の解決を図るとともに健康増

進のために主体的に取り組むことができる児童生徒の育成に努めます。

さらに、将来の生活習慣病予防のために、就学前教育や家庭教育と連携した生活習慣の改善を図る取り組みを推進します。

また、歯と口腔の健康を維持するため、全ての学校で実施しているフッ化物洗口の実施率の向上に努めます。

③ 防災教育・安全教育の推進

平成 28 年熊本地震や令和 2 年 7 月豪雨を経験し、町内でも学校施設に多くの避難者が集中しました。そのような中で得た教訓を活かし、学校と関係機関や地域、家庭と連携を図りながら、多種・多様な避難訓練や防災訓練を含む防災教育を推進します。

また、登下校中や学校内等で、児童生徒が犯罪や事故に巻き込まれないよう安全対策の充実を図るとともに、自他の生命を守る行動や安全な社会づくりに参加・協力する態度を身に付ける安全教育を推進します。

④ 健康・体力の向上

体育教科の一層の充実を図るとともに学校行事や全校体育などの教育活動全体を通して体力向上に努めます。

また、小体連・中体連の行事を実施するなかで、健康・体力づくりに対する児童生徒自らの意識の向上と更なる体力の向上を図ります。

【指標】

○学校給食における地場産物活用率（熊本県内産）

現状値（令和元年度）	目標値（令和 7 年度）
55.0%	60%

○一人平均むし歯本数（12 歳時）

現状値（令和元年度）	目標値（令和 7 年度）
0.2 本	むし歯未処置者数 0 人

○児童生徒の体力が向上した割合

（全国体力・運動能力、運動習慣等調査で全国平均を上回った種目数の割合）

現状値（令和元年度）	目標値（令和 7 年度）
小学校 男子：3/8 女子：3/8 中学校 男子：8/9 女子：8/9	全ての実技種目で全国平均値を上回る

(4) 人権の尊重 (いじめ・体罰の根絶)				
主な取り組み	① 人権教育の推進 ② いじめへの対応の充実 ③ 体罰・暴言等の根絶			
SDG s の目標	主	 4 質の高い教育を みんなに	 5 ジェンダー平等を 実現しよう	 10 人や国の不平等を なくそう
	関連	 16 平和と公正を すべての人に		

① 人権教育の推進

「熊本県人権教育・啓発基本計画（第4次改訂版）」を踏まえ、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育に、総合的かつ計画的に取り組めます。

就学前教育においては、豊かな情操と思いやり、生命を大切にする心、人権を大切にする心を育てよう努めます。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高めていく必要があるため、教職員が人権の意義や内容、重要性を理解するとともに、様々な人権問題を自らの問題として捉え、全ての教育活動を通じて人権教育に取り組めます。

② いじめへの対応の充実

「長洲町いじめ防止条例」に沿って、学校、保護者、町民がそれぞれの立場からその責務を全うし、いじめの未然防止及び早期発見・解消に取り組み、児童生徒の健全な育成に努めます。

また、いじめの早期対応と解消に向け、校内にいじめに関する「情報集約担当者」を置くとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、相談・支援体制の充実を図ります。

③ 体罰・暴言等の根絶

児童生徒の心身に悪影響を与える体罰・暴言等の根絶に向けて、指導力の向上を図るため、校内研修等を通じて体罰等のない学校づくりに努めます。

(５) 不登校対策の充実		
主な取り組み	① 適応指導教室「ほっとスペースウイング」の活動の充実	
SDG s の目標	主	 
	関連	 

① 適応指導教室「ほっとスペースウイング」の活動の充実

近年、本町でも不登校児童生徒数は増加傾向にあります。学校では、引き続き「愛の1・2・3運動+1（プラスワン）」を徹底し、組織的な対応を進めます。

さらに、児童生徒等の心の休憩所として設置した「ほっとスペースウイング」において、学校や関係機関との連携を密にし、一人一人の児童生徒に応じた対応を図ります。

また、家庭訪問や学校訪問を通じて、保護者や教職員へ寄り添った対応に努めます。

【指標】

○不登校児童生徒（年間30日以上）の出現率

現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
小学校：0.39%	小学校：0.30%
中学校：2.82%	中学校：1%

(６) グローバルに活躍できる人材の育成		
主な取り組み	① 外国語教育の推進 ② 外国語指導体制の充実 ③ キャリア教育の推進	
SDG s の目標	主	  
	関連	

① 外国語教育の推進

本町で実施している幼児英語教育を小学校で円滑に引継ぎ、小学校における英語教育を充実させることで、本町独自の一貫した英語教育に取り組みます。

また、英検受験に際して、受験料の補助を引き続き行い、児童生徒の英語教育に対する意欲の向上を図ります。

② 外国語指導体制の充実

新学習指導要領で小学校３年生から６年生において英語が教科化されたことに伴い、学習内容もより高度化されるため、引き続き中学校及び小学校の英語教科の指導助手としてＡＬＴを２人配置し、ネイティブスピーカーとのコミュニケーションを通じて、外国語活動の充実を図るとともに、国際理解を深め、コミュニケーション能力の育成と英語力の向上を図ります。

③ キャリア教育の推進

児童生徒が発達段階に応じた勤労観や職業観を身に付け、将来の自分の進路を思い描くことができるように、長洲町企業等連絡会議を活用し、企業等と連携しながら、地域社会で活躍できる人材の育成と「キャリア・パスポート」を活用した主体的に学ぶ力・自己実現の育成に取り組みます。

また、ものづくり（木育）やＩＴに対する関心を高め、将来、高度で専門的な知識や技術の習得により、社会のニーズを踏まえた人材育成と、地域、社会の健全で持続的な発展を図ります。

【指標】

○生徒が英語力を身に付けた割合（中学３年生：英検３級相当取得率）

現状値（令和元年度）	目標値（令和７年度）
２７．４％	４０％

○キャリア・パスポートが校種間のつながりを意識した内容になっている学校の割合

現状値（令和元年度）	目標値（令和７年度）
５０．０％	１００％

（７）インクルーシブ（多様性）教育の推進				
主な取り組み	① 特別支援教育の充実 ② 学校と関係機関との連携 ③ 障がい（児）者との共生社会の実現に向けた取り組みの推進 ④ 性的マイノリティ等の正しい知識や情報を伝えていく教育の推進			
SDGｓの目標	主	 4 質の高い教育をみんなに	 5 ジェンダー平等を促進しよう	 10 人や国の不平等をなくそう
	関連	 16 平和と公正をすべての人に	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	

① 特別支援教育の充実

近年、増加傾向にある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、その成長や自立

に向けた主体的な取り組みや一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行います。また、その一環の支援として特別支援教育支援員を配置します。

また、就学前から切れ目ない支援体制を整備するため、教育、福祉、子育て等との連携を図ります。

② 学校と関係機関との連携

就学前においては、認定こども園・保育園から小中学校のカリキュラムの一貫性を考慮しながら、指導者間における子供の発達段階や指導方法に対する共通理解を進め、小学校入学時に個別の支援が必要な児童について、早期に家庭との共通理解を図り、児童の教育的ニーズに応じた就学先を選択できるよう支援します。

また、就学後においても、子育て世代総合支援センター「はぐくみ館」や児童相談所、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、臨床心理士等の専門家との会議や意見聴取の場を創出し、必要に応じて子育て・医療・福祉等の関係機関へ繋ぎ、一人一人にあった支援を図ります。

③ 障がい（児）者との共生社会の実現に向けた取り組みの推進

障がいのある人もない人も地域で安心して暮らせる共生社会の実現に向け、関係機関等の連携・協力を図りながら、障がいに対する気づきや感性を養い、理解を深める取り組みを推進します。

④ 性的マイノリティ等の正しい知識や情報を伝えていく教育の推進

学校においては、学級に当該児童生徒が在籍していることを想定した上で、すべての教職員が「性的マイノリティ等」に対する正しい理解を深め、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進します。

（８）情報リテラシーの育成				
主な取り組み	① 情報活用能力の育成 ② 情報モラル教育の推進			
SDG s の目標	主	4 質の高い教育をみんなに 	12 つくる責任 つかう責任 	
	関連	8 働きがいも 経済成長も 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	10 人や国の不平等をなくそう 

① 情報活用能力の育成

児童生徒が情報と情報技術を適切に活用するための知識と技能を習得し、問題の解決を探

り、情報活用の方法を身に着けることができるよう、各教科において横断的視点で育成に努めます。

② 情報モラル教育の推進

令和２年度において、町立学校の児童生徒に対し、一人一台のタブレット端末が整備されたことと併せて、アンケート調査では小学５年生の７０％、中学２年生の８１％が自分専用の携帯電話や通信機能をもつ端末（タブレット、iPad など）を持っているとの結果が出た一方で、スマートフォン等の利用に関する長洲ルールは「知っている」が４１％に留まっています。学校教育においても、情報モラルの必要性を十分理解し、情報に対する責任について考え、実践的な態度を育成する取り組みを学校と家庭が連携・推進します。

また、「ネット依存」や「ネットいじめ」等ネット社会の危険から子供たちを守るため、PTA や青少年育成団体等と連携・協力し、「スマートフォン等の利用に関する長洲ルール」等の必要な情報について家庭への周知・啓発に努めるとともに、国の指針や社会状況の変化を捉えて必要に応じて見直しを行います。

【指標】

○児童生徒（小学校５年生、中学校２年生）が「スマートフォン等の利用に関する長洲ルール」を認知している割合

現状値（令和元年度）	目標値（令和７年度）
４１％	１００％

基本方針 2 生涯学び、学びあう環境づくり

人生 100 年時代においては、全ての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できるようにすることが求められています。

生涯にわたり必要な知識や技能、技術を学び、活用し、知的・人的ネットワークを構築し、人生の可能性を広げて新たなステージで活躍するというサイクルを実現し、人生を豊かに生き抜く環境を整備することが必要です。

生涯学習の推進にあたっては、子供から高齢者まで多様な世代がそれぞれの地域コミュニティやつながりの中で、学び始めるきっかけづくりや学び直しができる環境づくりを推進します。

人と人とがつながりを深め、活動を通して互いに学びあい、交流し合うことにより、地域で子供の健やかな成長を支えることができるようになり、生涯学習の活性化と伝統文化の継承等を図ることができます。また、地域住民等が当事者として学校運営等に参画することを通じて、学校と地域の連携・協働体制が組織的・持続的に確立されるよう、「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」を推進します。

(1) 生涯学習の推進				
主な取り組み	① 公民館活動の推進 ② 町民参加による生涯学習機会の推進 ③ 地域人材の発掘・育成 ④ 人権教育の推進 ★			
	SDG s の目標	主	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 
	関連	5 ジェンダー平等を実現しよう 	8 働きがいも経済成長も 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 

① 公民館活動の推進

住民のニーズや地域の実情に応じた講座・教室の提供、サークル活動の支援を図ります。

また、自治公民館が地域における学びや健康づくり・生きがいづくりの拠点として、地域の問題や課題解決に向けた取り組みを実施できるよう、利用者である地域住民の意向を十分取り入れた公民館運営に努めます。

② 町民参加による生涯学習機会の推進

町民一人一人の生きがいづくりや地域に貢献できる人づくりを推進するため、町民ニーズを反映した各種講座や教室、学びの場を創出し、生涯学びあう、学び続けることができる機会の提供に努めます。

③ 地域人材の発掘・育成

生涯学びあう環境づくりのためには、さまざまな分野において貴重な経験、豊かな知識及び技能等を持つ人材を発掘・育成していくことが不可欠です。

町の人材バンクに登録を促しながら、その人材を活用して、町民の多様な学習機会や活動を支援し、豊かな地域社会をつくることを目指します。

④ 人権教育の推進 ★再掲

「熊本県人権教育・啓発基本計画（第４次改訂版）」を踏まえ、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育に、総合的かつ計画的に取り組めます。

社会教育においては、町民一人一人や町内企業等が人権について自発的に学習できるよう、社会教育施設を中心に、人権に関する学習環境の整備に努めます。

(２) スポーツの推進			
主な取り組み	① 生涯スポーツの推進 ② 総合型地域スポーツクラブへの支援 ③ スポーツ環境・施設の充実		
SDG s の目標	主	 質の高い教育を みんなに	 住み続けられる まちづくりを
	関連	 すべての人に 健康と福祉を	 ジェンダー平等を 実現しよう

① 生涯スポーツの推進

町民の誰もが参画できるスポーツの推進に向け、スポーツを「する」だけでなく「みる」、「ささえる」を含めた様々な方向からスポーツへの参画を図るとともに、ライフスタイルに応じた多様なニーズに応えるため、福祉部門や子育て部門等との連携を図り、スポーツに関する幅広い情報提供や周知に努めます。

また、町民の健康な身体づくりに努めるとともに、生きがいや活力を培うために、誰もが親しみ参加できる各種スポーツ教室や大会など、スポーツを通じた健康づくり・体力づくりに努めます。

さらに、競技力の向上を目指し、長洲町スポーツ推進委員や長洲町体育協会を中心としてスポーツ団体の育成や指導者の発掘・養成を支援し、競技スポーツの推進を図ります。

② 総合型地域スポーツクラブへの支援

総合型地域スポーツクラブのNPO法人長洲にここにクラブの活動を促進するために、指導者の養成、確保、活用や施設の充実、活動の場の提供など、町行政のパートナーとして適切な支援に努めます。

③ スポーツ環境・施設の充実

日常生活の中で町民の誰もがスポーツに親しむことができるように各種関係団体と連携・協働を行うとともに、町民の誰もがスポーツ施設を安全・快適に利用できるよう、町個別施設計画に基づき、老朽化した施設を計画的に修繕・改修を行うなど快適なスポーツ環境の維持更新に努めます。

(3) 地域とともにある学校づくり・学校を核とした地域づくりの推進				
主な取り組み	① コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進 ② 地域学校協働活動（五者連携）の推進			
SDGsの目標	主	 4 質の高い教育をみんなに	 11 住み続けられるまちづくりを	 17 パートナリシップで目標を達成しよう
	関連	 10 人や国の不平等をなくそう		

① コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

長洲町では「地域とともにある学校づくり」を推進するため、全ての学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを推進します。

② 地域学校協働活動（五者連携）の推進

「地域学校協働活動」とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

子供の成長を軸として、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、意見を出し合い学びあう中で、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め、自立した地域

社会の基盤構築・活性化を図るため「学校を核とした地域づくり」を推進し、地域の創生につなげていくことに努めます。

【指標】

○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が設置された学校の割合

現状値（令和２年度）	目標値（令和７年度）
３３．３％	１００％

（４）放課後における居場所づくりの推進			
主な取り組み	① 小学校放課後教室「フレンズ」事業の推進 ② ものづくり活動（木育）の推進		
SDGsの目標	主	 3 すべての人に健康と福祉を	 4 質の高い教育をみんなに
	関連	 1 貧困をなくそう	 17 パートナリシップで目標を達成しよう

① 小学校放課後教室「フレンズ」事業の推進

放課後に町内各小学校の余裕教室等を活用して、児童の安全・安心な居場所を設け、地域の大人の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動を実施し、児童が地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

今後も児童と地域とが触れ合う機会が増えるよう読み聞かせボランティアグループや地域婦人会等のほか、地域の多様な人材に参加を呼び掛けるとともに学童保育と一体的な取り組みを実施し、事業の充実を図ります。

② ものづくり活動（木育）の推進

町では、子供から高齢者まで豊かな心や主体的に考える力を育む継続的な活動として、広く認知され始めているものづくり活動（木育）を、引き続き推進します。

(５) 文化・芸術の振興と文化財の保存			
主な取り組み	① 文化・芸術活動の推進 ② 伝統芸能の継承 ③ 文化財の保護・保存		
SDG s の目標	主		
	関連		

① 文化・芸術活動の推進

ながす未来館を拠点として、優れた文化・芸術の鑑賞機会の提供を図り、文化・芸術活動の推進に努めます。

② 伝統芸能の継承

町文化祭や伝統芸能の発表の場を創出し、ふるさとの文化や伝統芸能に触れ知る機会を通して、町民が文化や伝統芸能への関心を高めるための支援と後世へ継承していく活動の支援に努めます。

③ 文化財の保護・保存

文化財の保護・保存については、長洲町文化財保護委員会をはじめ、関係団体と連携しながら、有形・無形の町文化財の適切な保護・保存に努めます。また、子供から大人まで多くの町民の方々に対して、魅力ある町の文化財について、情報の発信・啓発に努めます。

基本方針 3 家庭教育力の向上

家庭教育は全ての教育の原点であり出発点です。子供が基本的な生活習慣、豊かな情操、基本的倫理観、自立心や自尊心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を果たします。しかしながら、近年の少子化や核家族化などにより、保護者が身近な人から子育てを学ぶ機会の減少や、地域でのつながりの希薄化など、家庭教育を支える環境が大きく変化するなか、社会全体で家庭教育を支援する必要性が高まっています。

また、児童虐待の増加やひとり親家庭の増加、子育て家庭の孤立など、家庭が抱える課題も多様化してきており、子供たちを取り巻く環境だけでなく、親の子育てをする環境も大きく変化しています。保護者の子育てに対する不安や悩みを軽減し、親として望ましい子育てを支援するため、多様な手段を通じて学習機会や情報の提供に努めるとともに、保護者の交流や相談できる体制を整備し家庭教育力の向上に努めます。

(1) 基本的な生活習慣の定着			
主な取り組み	① 「早寝早起き朝ごはん」運動の推進 ② ながす家庭教育 10 か条の周知・啓発		
SDGs の目標	主	 	
	関連	 	

① 「早寝早起き朝ごはん」運動の推進

「早寝早起き朝ごはん」運動のさらなる定着を図り、学校、家庭、地域が連携して児童生徒の健全な生活習慣の形成に努めます。

② ながす家庭教育 10 か条の周知・啓発

今回のアンケート調査で、ながす家庭教育 10 か条を知る保護者の割合が、全体の約 4 割であり、もっと身近により理解してもらうために周知・啓発を図ります。

(2) 相談体制の充実			
主な取り組み	① 相談体制の充実 ② セーフティネットに関する情報の周知・啓発		
SDG s の目標	主		
	関連	  	

① 相談体制の充実

学校での教育相談体制を充実させるために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各学校の要請に応じて派遣することによって、社会福祉等の知識や技能を活用して関係機関との連携を図り、心理学的な側面等から子どもの心の内側に触れたりする等して、子供や保護者、教職員への支援を行います。

また、学校からの要請に応じて、町のワンストップ相談窓口である子育て世代総合支援センター「はぐくみ館」と連携をしながら、相談体制の充実に努めます。

② セーフティネットに関する情報の周知・啓発

今回のアンケート調査では、全体の約4割の方が、子供のことについて学校以外に相談できる窓口を知らないという結果であったため、全ての家庭でアクセスしやすく、すぐに情報を手に入れることができるような情報の発信と周知方法を模索し、様々な場面で積極的な啓発に努めます。

(3) 家庭教育への支援の充実			
主な取り組み	① 家庭教育講演会・研修会開催への支援 ② 「親の学びプログラム」の推進		
SDG s の目標	主		
	関連	  	

① 家庭教育講演会・研修会開催への支援

家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者等へ「くまもと家庭教育支援条例」に基づき家庭教育の重要性について周知・啓発していく必要があります。また、家庭教育講演会では、子供の年齢層に応じた家庭教育課題の解決に繋がる講演会として、内容の充実に努めます。

さらに、より保護者が教育への情報に容易にアクセスできる体制の充実に努めます。

② 「親の学びプログラム」の推進

就学時健康診断、P T Aの集まり等様々な機会を活用して、保護者に対する親の学びの場や保護者の交流の場を提供するため、県が推進する「親の学びプログラム」を活用し、家庭教育の充実を図ります。

【指標】

○保護者が家庭教育について学んだ園・学校の割合（「親の学び」講座や家庭教育講演会・研修会を実施した園・学校の割合）

現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
就学前：100%	就学前：100%
小学校：75%	小学校：100%
中学校：50%	中学校：100%

基本方針４ 質の高い教育環境の整備

教育施設においては、長寿命化に向けた老朽化対策のほか、自然との共生、環境負荷の低減等、様々な配慮が求められます。

また、町民の健康を保持、増進し、学習能率の向上を図るためには、安全・安心で快適な学習環境を整備することが求められています。

そこで、学校教育施設や社会教育施設、社会体育施設等において、施設の有効利用を図るため、計画的に老朽化対策に取り組むとともに、健康的で利便性の高い持続可能な学習環境の維持更新に努めます。

(１) 教育環境の充実		
主な取り組み	① 学校施設、社会教育施設等の適正な管理運営 ② 感染症等への対応 ③ 安全・安心でおいしい給食の安定的な提供 ④ 国や県などの教育施策への対応 ⑤ 中学校の適正化の検討	
SDG s の目標	主	 4 質の高い教育をみんなに
	関連	 6 安全な水とトイレを世界中に  7 エネルギーもみんなにそしてクリーンに  9 産業と技術革新の基盤をつくろう  11 住み続けられるまちづくりを  12 つくる責任 つかう責任

① 学校施設、社会教育施設等の適正な管理運営

町個別施設計画に基づき、施設の老朽化対策を計画的に進めます。また、施設のバリアフリー化など、衛生、安全面にも配慮した誰もが使いやすい施設の整備を進め、魅力ある教育施設づくりと維持更新に努めます。

② 感染症等への対応

新型コロナウイルス等の感染症の対策を徹底し、児童生徒の学びの保障のため、少人数学級や ICT の活用などの環境整備を進めます。

また、教職員一人一人が感染症等に関する適切な知識を基に、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うことにより、偏見や差別を未然に防ぐとともに、児童生徒等の状況を把握し、心身のケアに速やかに対応します。

③ 安全・安心でおいしい給食の安定的な提供

安定した学校給食提供のため、新しい給食センターを荒尾市と共同で整備します。

また、食物アレルギーを持つ児童生徒のために、保護者・学校・給食センターの組織的連携のもと、安全性を最優先とした体制をとり、アレルギー対応食を提供できるように努めます。

④ 国や県などの教育施策への対応

今後における学習指導要領の改訂や 35 人学級の導入、小学校教科担任制度の推進等、国や県における法令、規則、制度の改正により必要となる措置については、関係機関と共通理解を深めながら、柔軟に対応します。

⑤ 中学校の適正化の検討

将来的な生徒数の推移や学級編制等を推計し、免許外教科担任制度の解消等、様々な課題に対する改善に向けて、中学校の在り方について、検討を進めます。

(2) GIGA スクール構想の推進		
主な取り組み	① 教育に係る情報（ICT）化の推進 ② 学校における I C T 推進体制の確立 ③ ICT 支援員の配置 ④ 学校・校種間を超えた情報教育の共有	
SDG s の目標	主	 
	関連	

① 教育に係る情報（ICT）化の推進

国の G I G A スクール構想に応じて、高速大容量の通信ネットワークと 1 人 1 台の整備等、学校の I C T 化を推進し、児童生徒一人一人の習熟度に応じた個別最適化された学びが提供できるような学習環境の充実に努めます。

② 学校における ICT 推進体制の確立

現在、長洲町学校 I C T 教育推進委員会（教育委員会内組織）を母体として、学校現場の I C T 化を図っていますが、今後は、学校別に校内推進委員会を立ち上げ、I C T 推進員の教員をリーダーとする体制を確立し、学校相互の I C T の活用方法の共通理解を図ります。

③ ICT 支援員の配置

学校での授業支援や児童生徒への操作支援などタブレット端末を効果的に活用するために ICT 支援員を配置します。

④ 学校・校種間を超えた情報教育の共有

GIGA スクール構想において整備したタブレット端末等を活用した授業において、各教職員や ICT 支援員が作成した教材は今後の長洲町教育行政の財産となっていきます。

その内容については、学校間・校種間を超えて共有し、児童生徒の学力向上に繋がるよう努めます。

(3) 学校の防災・安全対策の推進		
主な取り組み	① 学校の防災・安全対策の推進 ② 見守り活動の推進	
SDG s の目標	主	 4 質の高い教育をみんなに
	関連	 6 安全な水とトイレを世界中に  7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに  9 産業と技術革新の基盤をつくろう  11 住み続けられるまちづくりを

① 学校の防災・安全対策の推進

児童生徒があらゆる災害に備え、防災に関する資質・能力を育成するとともに指定避難所として町民の安全を確保するため、学校における防災管理の充実を図ります。

また、各学校において交通安全指導、避難訓練、防災訓練等、地域や関係機関と連携を図りながら安全な体制づくりに努めます。

② 見守り活動の推進

町関係部局と連携し、通学路の安全確保に努めるとともに、学校運営協議会を通じて、学校安全ボランティアの方々との情報共有や連携を深め、「こども 110 番のいえ」等の取り組みを通じて、地域ぐるみで登下校時の見守り活動を推進します。

(４) 教職員の資質・能力の向上		
主な取り組み	① 教職員の資質・能力の向上 ② ICT 等を活用した教職員の授業力の向上 ③ 学校における働き方改革の推進	
SDG s の目標	主	 4 質の高い教育をみんなに
	関連	 8 働きがいも経済成長も  9 産業と技術革新の基盤をつくろう  11 住み続けられるまちづくりを

① 教職員の資質・能力の向上

本町に勤務する全ての教職員が、熊本県教育委員会が示す「くまもとの教職員像」に則り、教育行動指標を踏まえ、校長のリーダーシップのもと、校内研修や自主研修を通して教職員の資質・能力の向上に努めます。

② ICT 等を活用した教職員の授業力の向上

一人一台端末環境における教職員の I C T 活用指導力の向上や児童生徒の情報活用能力の育成、情報モラルの醸成等に取り組むとともに、I C T 支援員等の支援のもと、授業の質の向上や I C T を活用するための基礎作りを図ります。

また、校内研修会の内容をより充実させることにより、学校現場で起こり得る様々な課題等に的確に対応できる教職員の育成、児童生徒の学力や知的好奇心を育む授業研究を推進し、教職員の授業力向上に努めます。

③ 学校における働き方改革の推進

教職員が児童生徒と真に向き合うことができる時間を確保し、やりがいを持って効果的な教育活動を持続的に行うことができる環境と、心身ともに健康でワーク・ライフ・バランスを実現できる環境の実現に向けて、勤務時間の適正管理や人材の確保、活用、ICT を活用した業務の削減・効率化等、学校における働き方改革を推進します。

【指標】

○教員が授業に I C T を活用して指導する能力（できる・ややできると答えた教員の割合）

現状値（令和元年度）	目標値（令和 7 年度）
82.5%	100%

○教職員の時間外在校等時間が年 360 時間以内となっている割合

現状値（令和元年度）	目標値（令和 7 年度）
—	100%

(５) 魅力ある図書館事業の推進		
主な取り組み	① 魅力ある図書館事業の推進	
SDG s の目標	主	4 質の高い教育をみんなに 
	関連	11 住み続けられるまちづくりを 

① 魅力ある図書館事業の推進

町の生涯学習の中核施設として、「新たな生活様式」に則した図書館運営を推進します。

また、I C T の推進により活字離れが進み、読書習慣の減少がみられるため、利用者のニーズに柔軟に対応した図書選定など、再度、図書館に目を向けてもらうような魅力ある取り組みに努め、誰もが気軽に楽しく利用できる図書館運営に努めます。

さらに、町図書館と学校図書室との連携した取り組みを推進します。

【指標】

○町図書館の貸出し冊数

現状値（令和元年度）	目標値（令和 7 年度）
7 3 , 4 0 1 冊	1 0 0 , 0 0 0 冊

(６) 社会教育・社会体育・文化団体等の活動支援の充実				
主な取り組み	① 社会教育団体の育成 ② 社会体育団体の育成 ③ 文化団体の育成			
SDG s の目標	主	4 質の高い教育をみんなに 		
	関連	5 ジェンダー平等を実現しよう 	8 働きがいも経済成長も 	11 住み続けられるまちづくりを 

① 社会教育団体の育成

町では、地域婦人会や P T A 連合会、子ども会連合会、青少年育成町民会議等、様々な団体がそれぞれ積極的に活動を行っています。これらの団体の自主性を尊重しながら、その活動について奨励、支援を行い、町民による自主的・自発的な社会教育活動を推進します。

② 社会体育団体の育成

長洲町体育協会をはじめ、各種団体については、それぞれが自主的・自発的なスポーツ活動を行っています。しかしながら、会員数の減少や会員の高齢化等の課題があり、今後も継続的な活動が可能となるよう、指導者の育成を含め、社会体育団体の活動を支援します。

③ 文化団体の育成

町文化協会をはじめ、各種自主サークル等と連携し、それぞれの活動を支援するとともに各種文化活動の充実ならびに文化団体の育成・支援に努めます。

(7) 就学等に係る経済的負担の軽減		
主な取り組み	① 就学援助事業の実施	
SDG s の目標	主	   
	関連	

① 就学援助事業の実施

小中学校において、経済的に就学困難な児童生徒の保護者に対して、教育格差が生じないよう、学用品費など学校生活に必要な費用の援助を引き続き行います。

第6章 計画の推進体制等

1 計画推進の方針

(1) 計画の周知

計画の着実な推進に向けて、町民との協働による教育行政の推進を図るため、多くの町民の理解と協力を得る必要があります。

そのため、本町の教育行政の目指す方針や施策の内容、実施方法に関して、必要な情報を周知し、説明責任を果たしていきます。

(2) 地域、学校、家庭、関係機関との協働の推進

計画の推進にあたっては、地域、家庭、町内認定こども園・保育園、はぐくみ館、スポーツ・文化芸術団体、NPO 団体など、多様な団体と行政が方針やビジョンを共有し、協働することにより、長洲町全体で教育に取り組む体制づくりを進めます。

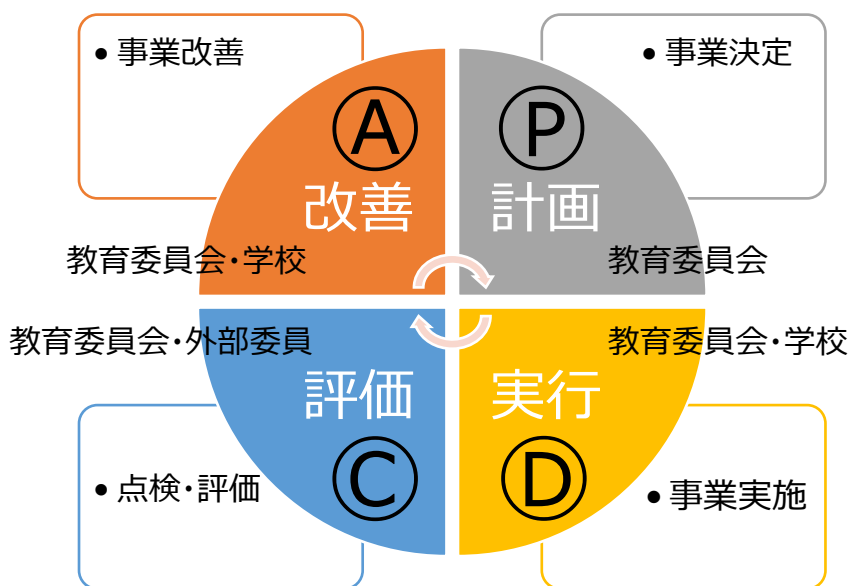
また、国、県、教育機関や県内他市町村との教育委員会との情報交換や共有を行うとともに、庁内の関係各課との連携、協力をより密にし、組織的・横断的な取り組みを展開します。

2 計画の進捗管理

計画の実効性を確保するために、P D C A (p l a n Do Check Action) サイクルを用いた進捗管理を行います。

毎年度、計画に位置付けた事業については、外部委員による「長洲町教育委員会の事務の点検及び評価」を行い、その内容を公開します。

また、必要に応じて、学校や町民に対するアンケートなどによりニーズ調査を行い、計画の達成状況や現状を把握します。



資料編

○長洲町教育振興基本計画策定に関する審査委員会運営要綱

(平成 26 年 7 月 1 日教育委員会告示第 11 号)

改正 令和 2 年 3 月 31 日教育委員会告示第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長洲町附属機関設置条例（平成 30 年長洲町条例第 13 号）第 3 条の規定に基づき、長洲町教育振興基本計画策定に関する審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教育振興基本計画策定に関する事項を審査し、その結果を答申することとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 教育関係団体関係者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から計画の審査が終了する日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、この要綱の施行の日以後最初に開催する会議については、教育長が招集するものとする。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日教育委員会告示第 12 号)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

長洲町教育振興基本計画策定に関する審査委員会委員名簿

役職	氏名	所属等	要綱該当事項
委員長	太田 恭司	熊本大学教職大学院 シニア教授	要綱第 1 号
副委員長	城 祐治	長洲町小中学校校長会	要綱第 2 号
委員	村島 佳行	長洲町学校運営協議会	要綱第 2 号
委員	田成 香代	地域学校協働活動推進員	要綱第 2 号
委員	鳴尾 元子	長洲町主任児童委員	要綱第 3 号
委員	福島 正季	長洲町 PTA 連合会	要綱第 3 号
委員	岡本 香奈	長洲町青少年育成町民会議	要綱第 3 号
委員	田中 伏美	一般公募	要綱第 4 号

長洲町の教育についてのアンケート調査

◆調査の目的

本計画の策定にあたっては、長洲町の子供たちが置かれている現状や生涯学習に関する現状等の教育に対する考えやご意見を把握し、計画策定の参考にするため、「教育行政に関するアンケート」を小中学生、保護者、教職員に対し、実施しました。

今回は、町の GIGA スクール構想の実現に向けたタブレット端末等の運用も開始されることから、小中学生以外は Web 上で実施しました。

◆調査対象

調査対象	対象者数	有効回収数	回収率
町内小学校 5 年生	123 人	121 人	98.3%
町内中学校 2 年生	125 人	120 人	96.0%
町内小中学校の保護者	750 世帯	304 世帯	40.5%
町内小中学校の教職員	92 人	92 人	100%

◆調査期間 令和 2 年 1 2 月上旬から下旬まで

◆調査項目

(児童生徒用)

学校生活	学習状況	運動	読書	生活習慣	インターネット環境
スマホルール	あいさつ	見守り	ふるさと		

(保護者)

生涯学習	スポーツ	文化	家庭教育	地域教育	学校教育
インターネット環境	教育行政	ふるさと			

(教職員)

忙しさ	授業理解	指導	学校教育	家庭教育	地域教育
研修	情報教育	教育行政			

長洲町教育振興基本計画（第2期）

令和3年3月

発行者 長洲町教育委員会 学校教育課 生涯学習課
〒869-0198

熊本県玉名郡長洲町大字長洲 2766 番地

TEL : 0968-78-3274 / FAX : 0968-78-0939